

いじめ防止等のための基本方針

糸満市立高嶺小学校

令和7年 3月改訂

令和7年 12月改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題等についての実態把握、未然防止、早期発見及び早期対応」に努め、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

【いじめの定義】

「いじめ」とは「当校児童に対して、当該児童以外の当校の児童等、当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

1 いじめ防止基本方針

当校は、すべての児童および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめの判断について

- (1) 「いじめの定義」にあてはまるもの全般
- (2) 具体的ないじめの態様
 - ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ ひどくぶくかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤ 金品をたかられる
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられて莉する
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ⑨ 性的いたずらをされる

3 いじめ防止等のための校内委員会の設置（いじめ防止対策委員会）

当校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に以下に掲げるもので組織するいじめ防止対策委員会を設置する。本委員会は毎週1回の生徒指導委員会の他、「※重大事態対応」を未然に解消するためにも必要に応じて臨時に委員会を開催する。

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、その他校長が指名する職員やスクールカウンセラーで話し合いを持つ。

※なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の理解

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例) 児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(「相当の期間」とは、年間30日を目安。但し、一定期間、連続して欠席している場合、この目安に関わらず、迅速に調査

を着手。)

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

○いじめ防止対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有

○いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

○学校の設置者に重大事態の発生を報告

ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

ウ) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査の主体の場合

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・ いじめ防止対策委員会は、構成メンバーに加え、専門知識・経験を有する者の参加(委員会と調整)

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ・ これまでに学校に先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮。但し、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告

が希望する場合、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力

4 いじめ防止対策委員会の役割

(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定・改善

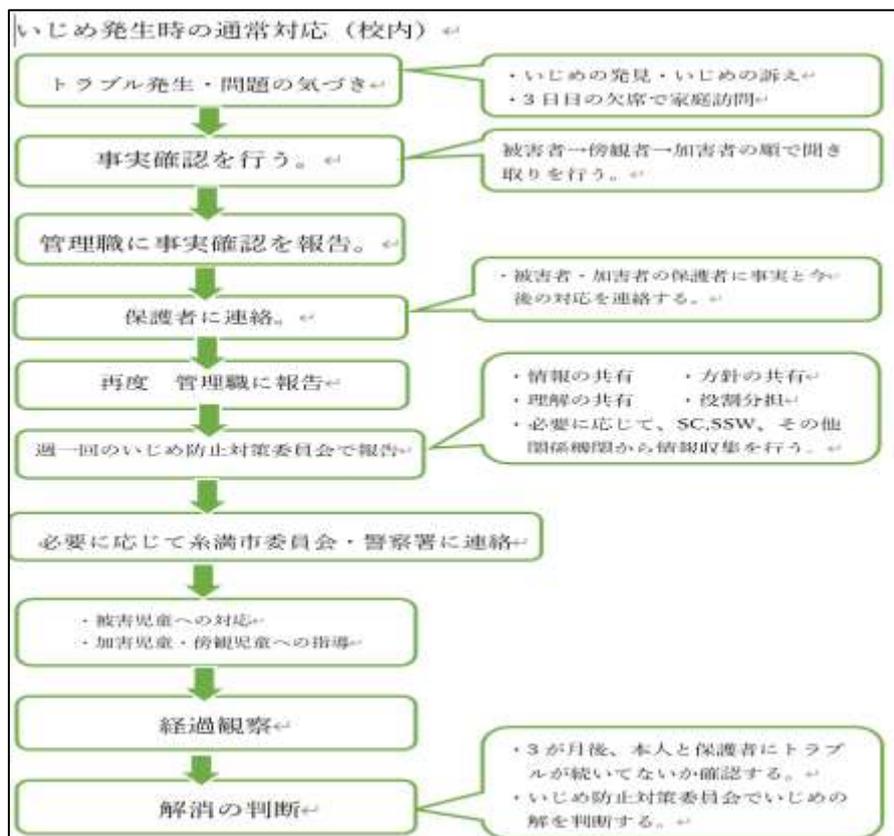
(2) いじめが発見された場合の対処

いじめに関する事象が発見された場合、担任は児童からの聴取(被害者→傍観者→加害者)後、管理職に詳細を報告する。保護者に連絡後、再度管理職に報告し「問題行動報告書」に記載する。

週1回のいじめ防止対策委員会で事実の確認を行う。いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置をいじめ防止対策委員会で決定するが、関係機関等と連携が必要な事案に関しては、相談や通報を行う。なお校長・教頭は糸満市教育委員会学校教育課に状況を随時伝え、連携して対応を図り報告書の提出を行う。

警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向(警察への相談・通報・被害届の提出等)をよく聞き、適切に対応する。

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み(継続的な観察・指導、保護者・行政等関係機関との連携など)を行う。



(3) いじめの未然防止等について

いじめ防止対策委員会は、いじめ早期発見チェック、いじめに関するアンケート調査、アイチェック実施・結果の考察・対応策、教育相談週間、人権の日、いじめ防止に関する職員研修等を年間計画に位置づけ実施する。

5 いじめの未然防止, 早期発見, 早期対応に関する具体的方策について

(1) いじめの未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的な いじめ防止活動を推進する。

① 学校経営の充実

(ア) 児童がいじめ問題を自分のこととして考え自ら活動できる集団づくりに努める。



「人から必要とされている」「他人から認められている」という体験を積み取り組みを!

(イ) 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

(ウ) 「わかる」「できる」授業の実践に努め、児童一人一人が参加・活躍できる授業の工夫をし、成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(エ) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

② 道徳教育の充実

(ア) 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

(イ) 「いじめ追放集会」「あいさつの木」などを実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。

③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

⑥ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。例えば、携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

⑦ 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が連携して実態把握に努める。

① 児童の声に耳を傾ける。(ふわりちゃんアンケート, 教育相談週間, 学校アンケート, 心のポスト等)

② 児童の行動を注視する。(健康観察, 休み時間等)

(ア) 児童の個人の様子や他の児童との関わりについて、チェックを行う。

(イ) 子どもが集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。

(ウ) 上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがあつた場合は、直ぐに対応し、原因を明らかにする。

③ スクールカウンセラー等による相談窓口を周知する。

④ 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話等の定期連絡, 家庭訪問, 保護者会等)

⑤ 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

(3) いじめの早期解消

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- ①いじめかどうか判断が難しい時には、「いじめではないだろう」対応から「いじめかもしれない」対応を行う。
- ②いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ③いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ④校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- ⑤いじめる児童には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑥法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑦いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑧必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

6 ふわりちゃんアンケート(低学年用)(高学年用)

心のふわりちゃんアンケート (3) がっちゃん

() ねん () くみ () ぼん
なまえ

ふわりちゃんをよんで、はい か いいえ にまををつけてね。

- ① べんきようは たのしいですか。(はい ・ いいえ)
- ② ともだちとあそんでいて たのしいですか。(はい ・ いいえ)
- ③ いじわるをされていますか。(はい ・ いいえ)
だれに ())
- ④ がっちゃんに「いきたくない」とおもうことはありますか。(はい ・ いいえ)
- ⑤ しんぱいなことはありますか。(はい ・ いいえ)
- ⑥ いじめられて こまっているひが このくらすに いますか。(はい ・ いいえ)
())
- ⑦ じぶん には いいところ が ありますか。(はい ・ いいえ)



心のふわりちゃんアンケート

令和 年 月 日

糸濱市立高嶺小学校
年 組 番 名前

下の1から8までの質問に答えましょう。
あてはまる所に○でかこんでください。先生といっしょに一つずつ答えていきます。

- 1 勉強は楽しいですか。(はい いいえ)
- 2 友達と遊んでいて楽しいですか。(はい いいえ)
理由 ()
- 3 学校に行きたくないと思うことはありますか。(よくある 時々ある ない)
理由 ()
- 4 心配なことがあって夜眠れないとか、ご飯を食べたくないと思うことはありますか。
(よくある 時々ある ない)
理由 ()
- 5 先生にわかってもらえていないと思うことはありますか。(よくある 時々ある ない)
理由 ()
- 6 自分は、仲間はずれにされているとか、からかわれたり、いじられたり、いじめられたりしているんじゃないかと思うことはありますか。(はい いいえ)
だれに ()))
- 7 仲間はずれにされたり、からかわれたり、いじられているなど困っている人を見かけたことがありますか。(はい いいえ)
だれが ())))
どんなこと ()
- 8 ティックトックやライン、オンラインゲーム等、わる口やいじめではないかな?と思われる書きこみをされている人がこの学校にいますか。(はい いいえ わからない)
名前 ()

他に聞いてほしいことや相談したいことがあれば書いてね♪
(先生に書いてほしいことなどなんでもOK!)

7 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の糸満署と連携して対応する。
- (2) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

主な関係機関・相談窓口

- ・ 沖縄県警察本部少年課少年サポートセンター
(862-0110(3095) 時間:月～金 09:30～18:15)
- ・ 糸満警察署(995-0110)
- ・ 沖縄県中央児童相談所(886-2900)
- ・ 南部福祉保健所(889-6351)
- ・ 糸満市家庭児童相談室(840-8191(内線 2127))
- ・ 糸満市教育委員会(840-8165)
- ・ 那覇地方法務局(854-7950)

8 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

9 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校運営協議会等に報告する。

10 いじめ防止のための年間計画

- (1) 早期発見チェック(通年)
- (2) いじめ防止対策委員会での確認(毎週月曜日)
- (3) ふわりちゃんアンケート(毎月1回)

月	活動内容	担当
4	○生徒指導についての共通理解 ・よいこの一日 ・問題行動報告の仕方について ・いじめ防止等のための基本的な方針 ・スクリーニングの進め方について ○いじめ防止対策委員会 ○ふわりちゃんアンケート	・生徒指導主任 ・各担任
5	○いじめ防止対策委員会 ○ふわりちゃんアンケート ○アイチェックテスト(3年以上) ○サイバー犯罪防止教室(全学年)※予定	・生徒指導主任 ・教育相談主任 ・各担任
6	○いじめ防止強化月間 ・いじめ防止基本方針の確認 ・いじめ追放集会 ・教育相談週間 ○いじめ防止対策委員会	・生徒指導主任 ・児童会担当 ・各担任
	○いじめ防止対策委員会	・生徒指導主任

7	○ふわりちゃんアンケート ○個人面談における保護者との話し合い ○YOSSシート記入、スクリーニング会議 チーム会議①	・各担任
8	○配慮を要する児童への対応	・全職員
9	○いじめ防止対策委員会 ○ふわりちゃんアンケート	・生徒指導主任 ・各担任
10	○いじめ防止対策委員会 ○教育相談週間	・生徒指導主任 ・各担任
11	○いじめ防止対策委員会 ○ふわりちゃんアンケート	・生徒指導主任 ・各担任
12	○いじめ防止対策委員会 ○ふわりちゃんアンケート ○YOSSシート記入②	・生徒指導主任 ・各担任
1	○いじめ防止対策委員会 ○ふわりちゃんアンケート ○スクリーニング会議 チーム会議②	・生徒指導主任 ・各担任
2	○いじめ防止対策委員会 ○ふわりちゃんアンケート ○次年度の計画 ・よい子の一日の見直し・1年間の反省と課題の確認	・生徒指導主任 ・各担任
3	○いじめ防止対策委員会 ○ふわりちゃんアンケート ○スクリーニング会議(次年度申し送り)	・生徒指導主任 ・各担任

沖縄県いじめ対応マニュアル改訂版は、令和7年3月に発行され、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版」(2024年8月)を受けて作成されました。この改訂版は、いじめを「**人権侵害行為**」と捉え、「**チーム学校**」として**迅速・組織的に対応**することを基本とし、いじめの防止・早期発見・対応の強化、特に重大事態への対応の見直しを柱としています。

今回の糸満市立高嶺小学校における「いじめ防止等のための基本方針」の改訂にあたり、【沖縄県いじめ対応マニュアル 改訂版】をもとに作成しています。下記のURLもご参照ください。

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/022/784/r7_ijime_taiou_manual.pdf